

長浜市におけるインクルーシブ教育の推進について

1 近年の国の動向について

(1) 特別支援教育にかかる法制度の改正

平成23年の障害者基本法の改正、平成24年の学校教育法施行令の改正等、特別支援教育を取り巻く環境が変化し、しょうがいのある子としょうがいのない子ができるだけ同じ場で共に学ぶことをめざすことや、個別の教育的ニーズに的確に応える多様で柔軟な仕組みを整備するなど、共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育システムの構築が示された。

【参考】改正経過

【H19.4】学校教育法改正

しょうがいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を解決するため、適切な指導や必要な支援を行う「特別支援教育」への転換が示された。

【H23.8】障害者基本法改正16条（教育）

「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない」等の規定が整備された。

【H24.7】中央教育審議会初等中等教育分科会「報告」

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」がとりまとめられた。

【H25.9】「学校教育法施行令」改正

「認定就学」制度の廃止

市町村の教育委員会が、個々のしょうがいの状態等を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定し、決定後も柔軟に就学先を見直していく仕組みとした。

【H26.1】「障害者の権利に関する条約」批准

【H28.4】障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）施行

国・地方公共団体等については、差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供が法的義務とされた。

(2) インクルーシブ教育システムの概要

「インクルーシブ教育」はすべての子どもを「包括」した教育

「インクルーシブ教育システム^{*}」はインクルーシブ教育の実現をめざす制度や仕組み

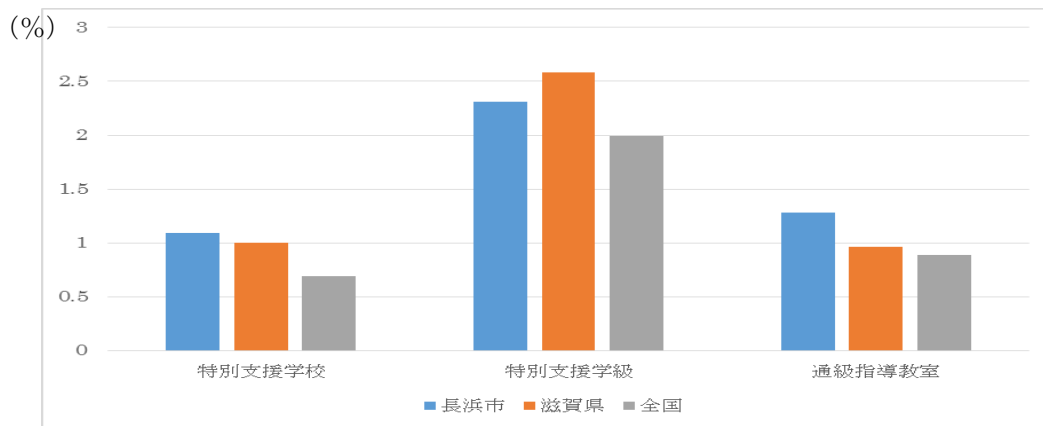
※人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み（H24.7 中央教育審議会初等中等教育分科会より抜粋）

2 本市における特別支援教育の実態について

(1) 在籍者数（平成27年度）

	長浜市	滋賀県	全国
特別支援学校	1.09% 117人	1.00% 1,278人	0.69% 約7万人
特別支援学級	2.31% 249人	2.58% 3,292人	1.99% 約20万1千人
通級指導教室	1.28% 138人	0.96% 1,225人	0.89% 約9万人
個別の指導計画 作成者	9.9% 1026人	(9.13%) (10,849人)	(6.5%程度)

特別支援教育の対象者（義務教育段階）



(2) 特別支援学校入学者数

	園から小学部へ	小学校から中学部へ
H25年度	13人	7人
H26年度	8人	2人
H27年度	10人	6人
H28年度	4人	1人
H29年度（予定）	7人	1人

(3) 通常の学級に在籍する児童生徒のうち、個別の指導計画を立て、特別な支援を行っている児童生徒の割合

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
小学校	9.7%	10.5%	10.6%	12.0%	12.0%
中学校	7.4%	9.3%	7.7%	6.5%	7.9%

(4) 通級指導教室の児童生徒数（平成28年度）

	長浜北小	南郷里小	古保利小	虎姫小	木之本小	西中
対象児童生徒	29人	25人	23人	15人	26人	18人

3 本市における特別支援教育の取組状況

(1) 文科省委託事業 H26～H27

- ①発達障害の可能性のある児童生徒等に対する早期支援事業（長浜小学校、北郷里小学校）
 - ・学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒の明確化（アセスメントの見直し等）
 - ・学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒に対する支援内容の工夫
 - ・授業（一斉指導）における指導方法の（ユニバーサルデザインの授業づくり）改善
- ②インクルーシブ教育システム構築モデル事業（古保利小学校）
 - ・「合理的配慮」の充実に向けた取組
 - ・事例の対象となる児童に対する「合理的配慮」の取組

(2) 副次的な学籍モデル事業

インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育について ～小中学校と特別支援学校の双方で指導を受けられる「副次的な学籍（副籍）」に関する研究～

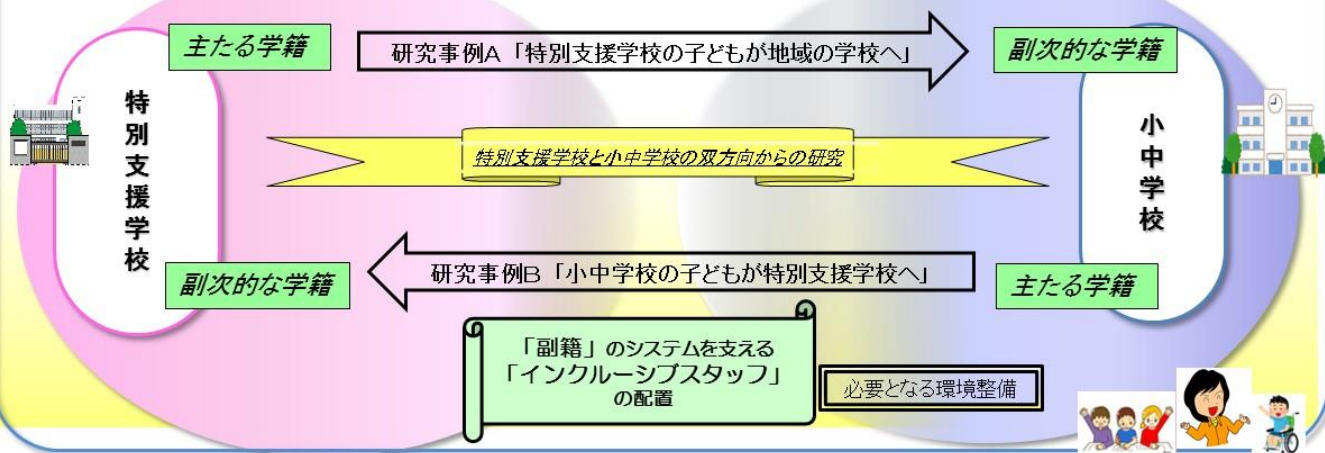
「共に学び、共に生きる教育の実現」～障害のある子どもとない子どもが、地域で共に学び、共に生きていく姿をめざして～

- ・障害のある子どもが、地域の小中学校で、障害のない子どもと共に学びあうことにより、自立と社会参加に向けた地域とのつながりを深める
- ・障害のない子どもが、障害のある子どもと共に学びあうことにより、互いを尊重し支えあいながら生きる、共生社会の一員としての資質を育む

「副次的な学籍（副籍）」に関する研究

特別支援学校への就学要件を満たす児童生徒が、県立特別支援学校あるいは市立小中学校に「副次的な学籍（副籍）」をもち、多様な学びの場で教育を受ける仕組みづくりの研究

県と長浜市との共同研究【H28県とのモデル研究】



(3) インクルーシブサポーターの配置

- ・学校全体として、特別な支援が必要な児童生徒の教育的ニーズへの対応や、インクルーシブ教育システム構築のために必要な環境整備や合理的配慮を行うための人的支援
- ・24校に28人を配置（平成28年度）

(4) メディカルコンサルテーション事業（専門医による相談事業）

- ・学校、園を対象に、養育、教育に関わる発達上の医療相談を嘱託医が行う（今年度新規事業）
- ・のべ相談者数43人（4月～12月）

(5) 専門家による巡回相談の実施

- ・特別支援教育に関するより確かな知識と対応力を身につけるため、発達障害を含む障害に関する専門的知識・経験を有する者等を派遣し、教職員の資質の向上を図る
- ・通常学級に在籍する発達障害等のある児童生徒に対する支援の充実や授業改善
- ・19校93回実施（平成27年度）

(6) 教職員研修会の開催

- ・特別支援教育コーディネーター研修会、通級指導教室担当者会議、その他新任担当者研修会など

(7) 早期発見・早期支援のためのチェックシート作成

- ・通級指導教室担当者の読み書きチェックにより、課題の早期発見・早期支援につなげる。

(8) 部局横断型チームを設置

- ・関係各課が緊密に連携のうえ市の特別支援教育を推進するため、平成25年度に部局横断型チームを設置し、教育分野と福祉分野、保健分野の連携を図る。

(9) つなぎの支援（主管は児童発達支援センター）

- ・就学前から25歳までの途切れない支援とするための「つなぎの支援」の導入に向け、今年度はその準備として各関係機関への説明等を実施した。

(10) 就学指導のシステム ※【補足資料6】参照

①長浜市就学指導委員会を設置し、しょうがいのある幼児、児童及び生徒の適切な就学、及び一人ひとりの教育的ニーズに応じて行う支援の充実を図る。

②平成25年の学校教育法施行令改正後、就学時に決定した学びの場は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応状況を勘案しながら、就学先決定後も柔軟に就学先を見直していくことが重要とされた。

これに伴い、本市では関係者に共通理解を図り、特別支援学校と連携をとりながら就学指導を進めてきた。（長浜養護学校と移行計画を作成）また、就学相談の初期の段階で、就学先決定についての手続きの流れや就学先決定後も柔軟に転学できることなどについて、保護者に対して説明をしている。

③これまでの事例

- ・特別支援学校在籍児童が地域の小学校へ転学した。
- ・特別支援学校対象児童が、地域の学校に就学し、特別支援学校へ転学した。

4 インクルーシブ教育に関する今後の方針

インクルーシブの考え方は、あらゆる子どもたちが地域の学校に包み込まれ、どの子も「必要な援助」を受けながら、互いに学び合う姿をめざすものであると考える。

自立と社会参加を見据えて、多様で柔軟な学びの場を活用しつつ、一人ひとりの違いやニーズに応じた支援をしていく。

